（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第三十一条の四の六　法第百七条に規定する者が、法第九十五条の二第十一項の規定により免許証の交付を申請しようとするときは、第二十一条の九第二項の規定にかかわらず、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

2　法第百七条に規定する者であつて、住所又は氏名を変更したものが、法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとするときは、第二十一条の十二第一号の規定にかかわらず、第二十条第二項に定めるところにより、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は添付しなければならない。

3　法第百七条に規定する者が、法第百一条第一項又は第百一条の二の二第一項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

4　法第百七条に規定する者が、法第百一条の二第一項の規定により特例更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

5　法第百七条の規定により読み替えて適用する法第百一条の四の二第三項の免許情報記録の更新をした旨を証する書面の様式は、別記様式第十九の四の二のとおりとする。

（免許関係事務の委託）

第三十一条の四の七　［略］

（委託契約書の記載事項）

第三十一条の四の八　［略］

（公示の方法）

第三十一条の四の九　［略］

（自動車教習所の届出）

第三十一条の五　法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の三の届出書を提出して行うものとする。

［２・３　略］

（報告徴収の方法）

第三十七条の二　法第百七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の四の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

［条を加える。］

（免許関係事務の委託）

第三十一条の四の二　［同上］

（委託契約書の記載事項）

第三十一条の四の三　［同上］

（公示の方法）

第三十一条の四の四　［同上］

（自動車教習所の届出）

第三十一条の五　法第九十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九の四の二の届出書を提出して行うものとする。

［２・３　同上］

（報告徴収の方法）

第三十七条の二　法第百七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。